

生活保護法指定医療機関・保険薬局の皆様へ

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入について（お知らせ）

平素は、生活保護行政に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

生活保護の医療扶助において、現在、紙で発行している医療券・調剤券（以下「医療券等」といいます。）に基づき資格確認を行っていただいておりますが、令和6年3月から、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認が導入される予定です。

主な変更点

オンライン資格確認が利用できる被保護者※については、原則、紙の医療券等を発行しないこととなります。当該被保護者については、福祉事務所での申請後、マイナンバーカードを持って受診されますので、顔認証つきカードリーダー等でマイナンバーカードを読み取っていただき、医療券等情報を御確認ください。

これ以外の被保護者（マイナンバーカードを保有していない被保護者等）に対しては、紙の医療券等を発行しますので、従来どおり、紙の医療券等に基づき、資格確認を行ってください。

なお、医療機関・保険薬局（以下「医療機関等」といいます。）においてオンライン資格確認の環境が整備されていない場合についても、紙の医療券等を発行します。

※ マイナンバーカードを保有し、マイナポータル上での初回利用登録が完了している被保護者

医療機関等で必要となる作業

医療機関等においては、現行のオンライン資格確認で使用している端末やネットワークを活用できるものの、一部システム改修が必要ですので、改修に当たっては、各システム事業者へお問い合わせください（システム改修は義務ではありません。）。

なお、補助金の申請期限は、令和6年3月1日までとされています。

オンライン資格確認の促進のため、導入に向けた御検討をお願いいたします。

オンライン資格確認導入後にご留意いただきたい事項

医療券等データの連携頻度は、システム等の都合上、各福祉事務所によって異なります。データ連携されるまでの間に被保護者が受診する必要がある場合は、紙の医療券等を発行しますので、紙の医療券等に基づき資格確認を行ってください。

また、被保護者が事前申請をせずに受診し、医療機関等から電話連絡等をいただいた場合は、オンライン資格確認が利用できる被保護者については、後日、医療券等データを連携しますので、医療機関コードによる一括検索等により、当該医療券等データを御確認ください。

なお、紙の医療券等が発行されている場合でも、医療券等データが連携されることがありますが、この場合は、紙の医療券等に基づき資格確認を行ってください。

その他

システム改修等の都合上、令和6年3月以降も、オンライン資格確認を開始するまでの間、紙の医療券等による運用を継続する福祉事務所もあります。

この他、資格確認等について、ご不明点等ございましたら、従来どおり、各福祉事務所までお問い合わせください。

京 都 府 地 域 福 祉 推 進 課
京 都 市 保 健 福 祉 局 生 活 福 祉 課
京 都 府 保 健 所
京 都 市 区 役 所 ・ 支 所 保 健 福 祉 セ ン タ ー 生 活 福 祉 課

（裏面もございます）

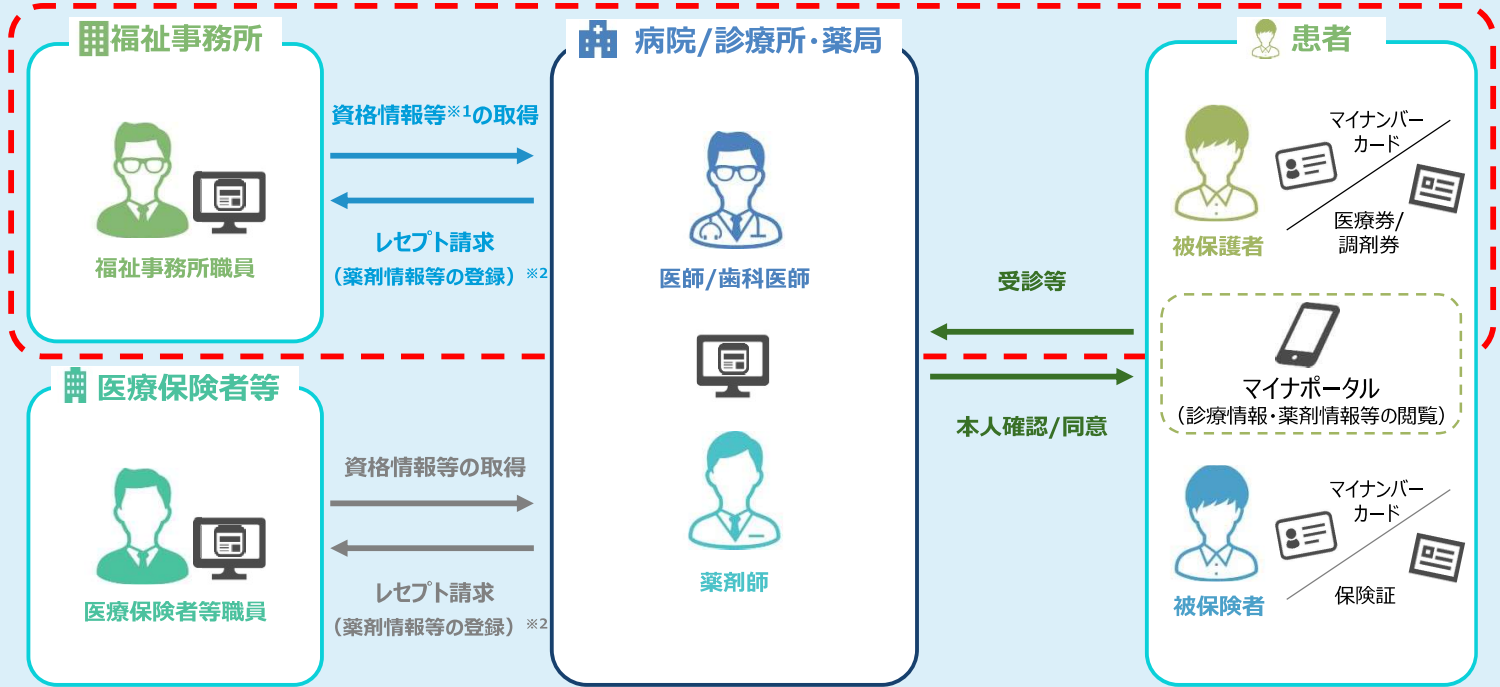
医療扶助のオンライン資格確認でもっと便利に！

医療扶助のオンライン資格確認でできること

オンライン資格確認の対象が**生活保護受給者（被保護者）**に拡大し、医療機関・薬局が被保護者の診療情報、薬剤情報、健診情報を閲覧できるようになるほか、**医療扶助独自のメリット**を享受できます。

オンライン資格確認に対応した医療機関等システム基盤の活用イメージ

今回の拡大範囲



医療扶助 独自メリット

- 1 未委託の医療機関・薬局※3の受診等の早期検知で、医療扶助の利用可否の確実な確認が可能
- 2 資格情報等一括取得で、被保護者の再来院等なしで事後的に登録された情報の確認が可能※4

※1…医療券/調剤券情報を含む ※2…レセプト情報から連携

※3…医療扶助では、被保護者が受診等を行う医療機関・薬局を、福祉事務所が事前に決定・委託する仕組み ※4…未委託の医療機関・薬局での受診等の場合を想定

医療機関・薬局における導入スケジュールと作業内容

導入スケジュール

※下記スケジュールは目安であり、システム事業者ごとにスケジュールは異なる場合がございます。
※運用開始後、医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・薬局では紙の医療券/調剤券の運用となります。



作業内容

※医療保険のオンライン資格確認を導入済みの場合



機器・ネットワークは、医療保険オンライン資格確認のものを活用できるため、**追加の導入・設置は不要**



医療扶助のオンライン資格確認対応の**パッケージソフト適用、業務上の操作確認が必要**

※5…パッケージソフト適用、運用準備に係る費用は補助金の対象となります。補助金の詳細については、手引きをご確認ください。

詳しくは、『**医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き**』をご確認ください。右のQRコードからご確認ください。

